

令和6年12月17日

各位

岐阜県都市建築部建築指導課長

盛土規制法に関する説明会の開催について（依頼）

日頃より、県の都市及び防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

危険な盛土等を規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が令和5年5月26日に施行され、県では、中核市（岐阜市）を除く県内全域を規制区域として、令和7年4月1日から規制を開始する予定としております。

ついては、盛土規制法に関する説明会を下記のとおり開催いたしますので、関係各位の御出席を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 開催方法

説明会は、対面とオンライン配信（Microsoft Teams）の併用で行います。なお、対面参加は会場の収容人数に限りがありますので、申込みの先着順とさせていただきます。

2 開催日時等

開催日	開催時間（予定）	開催場所（最大収容人数）
令和7年1月16日（木）	14:00～16:00	岐阜県庁1階 みなもホール（500人）
令和7年1月21日（火）	14:00～16:00	飛騨総合庁舎分館 2階大会議室（200人）
令和7年1月30日（木）	14:00～16:00	東濃西部総合庁舎 5階大会議室（90人）
令和7年2月7日（金）	14:00～16:00	可茂総合庁舎 5階大会議室（80人）
令和7年2月14日（金）	14:00～16:00	ソフトピアジャパン セミナーホール（200人）
説明内容（予定）	法の概要、規制区域、申請等手続き、技術的基準 等	

3 説明会の資料及びオンライン配信の接続 URL

説明会の開催日までに県建築指導課HPで公開する予定です。

なお、対面参加の場合は、資料を各自準備の上、参加いただきますようお願いいたします。

4 申込方法

参加申込は各開催日の前日16:00までに以下の申込フォームより参加申込を行ってください。

※参加者が多数の場合は締め切り前に受付終了とさせていただきます場合がございますのでご了承ください。

※複数名でオンライン参加する場合、代表者のみの申込とし、複数回線での接続はお控えください。

○申込フォーム <https://logoform.jp/form/T8mB/849421>

○QR コード



岐阜県都市建築部建築指導課盛土規制係			
係長	植山	担当	瀧戸
TEL	058-272-1111（内4785）		
MAIL	c11655@pref.gifu.lg.jp		